

地域指定年度	平成 21 年度
計画策定年度	平成 21 年度
計画見直し年度	平成 26 年度

浜松市農業振興地域整備計画書

令和 2 年 5 月

静岡県浜松市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想	8
2 農用地利用計画	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14
4 他事業との関連	14
第3 農用地等の保全計画	16
1 農用地等の保全の方向	16
2 農用地等保全整備計画	17
3 農用地等の保全のための活動	22
4 森林の整備その他林業の振興との関連	23
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	24
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	24
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	24
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	27
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	27
3 森林の整備その他林業の振興との関連	29
第5 農業近代化施設の整備計画	30
1 農業近代化施設の整備の方向	30

2	農業近代化施設整備計画	34
3	森林の整備その他林業の振興との関連	34
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	35
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	35
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	35
3	農業を担うべき者のための支援の活動	35
4	森林の整備その他林業の振興との関連	36
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	37
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	37
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	38
3	農業従事者就業促進施設	38
4	森林の整備その他林業の振興との関連	38
第8	生活環境施設の整備計画	39
1	生活環境施設の整備の目標	39
2	生活環境施設整備計画	41
3	森林の整備その他林業の振興との関連	41
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	41
第9	付 図	42
1	土地利用計画図（付図1号）	42
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	42
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	42
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	42
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）	42
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）	42
別記	農用地利用計画	43
(1)	農用地区域	43
ア	現況農用地等に係る農用地区域	43
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	43
(2)	用途区分	43

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

浜松市（以下「本市」という。）は、東京から福岡までの西日本国土軸上にあり、首都圏と近畿圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置し、中京圏にも近接している。市内にはJR東海道線、東海道新幹線や国道1号、東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道などが通り、我が国の交通の要衝となっている。特に、新東名高速道路の開通（平成24年4月：御殿場～浜松間、平成28年2月：浜松～豊田間）により、交通利便性は一層高まっており、災害に強い新たな国土軸として、新東名周辺の内陸・高台部にも大きな期待が寄せられている。

また、国内のものづくり産業の拠点である東海地域において、名古屋市に次ぐ第2の都市であり、200万人圏域である三遠南信広域交流圏の中心都市でもあることから、産業や文化など様々な分野で地域をけん引する重要な役割を担っている。

市域は、総面積155,806haと広大であり、このうち農業振興地域（以下「本地域」という。）は、市街化区域及び森林地帯等を除いた約77,755haが指定されている。温暖な気候に恵まれるとともに、天竜川中流域の中山間地域、下流域の扇状地と平野部、三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部など様々な地形と自然環境を有し、水稲、露地野菜、施設園芸、果樹、花き、茶、畜産など多種多様な農業が営まれている。

しかし近年では、農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷などを背景とした荒廃農地の増加や非農業的土地利用の増加が進み、農地は年々減少を続けている。

このような中、今後、本市は、政令指定都市として、また三遠南信地域の中心地として、乱開発の防止や環境保全とともに、秩序ある開発により活力に満ちた産業活動を展開する「市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」」を目指す方針である。

そのため、本市の立地特性を活かしながら、農林水産業の振興をはじめとして、先端技術産業の集積や、新たな企業誘致、「浜松バレー」（注1）の実現に向けた起業支援、地域の農産物・自然・歴史・文化資源等を活用した観光産業の創出など多彩な産業の更なる活性化を図っていく。

特に全国でも有数の農業地帯である本市は、平成31年4月からスタートした浜松市農業振興ビジョンに基づき、基本理念に掲げた「チャレンジ・工夫で『もうかる農業』を実現する」ことを目指して、「営む力」「売る力」、「産む力」、「守る力」、「地域の力」の5つの基本方針のもと、17の基本施策を位置付け、農業者の他、市民や農協、行政など多様な主体がそれぞれの役割を担い連携しオール浜松で農業の振興に取り組んでいく。また、新東名高速道路等の恵まれた交通インフラと多彩で高品質な農産物を活かした6次産業化や「浜松パワーフード」（注2）による食を起点とした取組などを通じた地域活性化を推進する。

土地利用においては、地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要に対して、農業的土地利用との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図っていく。発生した荒廃農地に対しては、農地中間管理事業等を活用した農地の流動化による担い手への集積・集約や、企業の農業参入促進、市民農園利用、農業振興関連施設のための事業用地としての活用など、農地の状況に応じた施策の展開により、その解消を図るものとする。また、集団的に保全されている優良農地は、老朽化している農業水利施設更新等の農業生産基盤整備や農地の流動化を促進しながらより一層の生産性の向上に努める。一方、中小規模の農地においても無秩序な開発を抑制しつつ、意欲的に農業に取り組む農業者の意向等を踏まえながら限りある資源としての効率的な利用を推進する。

これら方向に基づく用途別土地利用の面積は、次のとおりである。

(注1) 浜松バレーとは、アメリカのシリコンバレーのように、次々に新たなベンチャーが生まれる環境を目指して、浜松地域でベンチャーのコミュニティづくりやベンチャー企業の集積を目指すもの

(注2) 浜松パワーフードとは、浜松・浜名湖地域で生産、漁獲され「農林水産業に携わる人の想い」や「恵まれた自然環境」を感じることができる旬の食材

表1 農業振興地域内面積の見通し 単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用 地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (令和2年)	14,586.8	18.8	274.2	0.4	43,375.9	55.8	19,517.6	25.1	77,754.7	100
目 標 (令和11年)	14,206.8	18.3	284.2	0.4	43,375.9	55.8	19,887.6	25.6	77,754.7	100
増 △減	△380		10		0		370		0	

注)1 農業振興地域内面積 (R2.5 現在)

2 目標は、過去の農地転用率に基づいて予測した。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約 14,587ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 11,544ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当地域なし					

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地
- (b) 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地
- (c) 国道及び主要幹線沿いや、市街化が進みつつある地域などで市街化区域へ編入予定の農用地
- (d) 産業振興の観点から企業の立地誘導を図る上位計画がある農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる概ね 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

表2 概ね2ha以上の農業用施設用地

農業用施設の名称	位置 (集落名)	面積 (ha)	農業用施設の種類
中ノ町温室群	東(白鳥)	1.8	温室(メロン)
豊西第1ハウス群	東(豊)	6.6	大型ビニールハウス(セルリー)
豊西第2ハウス群	東(豊西)	8.4	大型ビニールハウス(セルリー)
豊西第3ハウス群	東(恒武)	2.9	大型ビニールハウス(セルリー)
豊西第4ハウス群	東(恒武)	4.2	大型ビニールハウス(セルリー)
豊西第5ハウス群	東(常光)	11.6	大型ビニールハウス(セルリー)
豊西第6ハウス群	東(常光)	2.3	大型ビニールハウス(セルリー)
豊西第7ハウス群	東(常光)	2.5	大型ビニールハウス(セルリー)
大久保第1ハウス群	西(大久保)	9.4	大型ビニールハウス(ミツバ)
大久保第2ハウス群	西(大久保)	34.5	大型ビニールハウス(セルリー)
大久保第3ハウス群	西(大久保)	8.6	大型ビニールハウス(セルリー)
北庄内第1ハウス群	西(白洲)	1.7	大型ビニールハウス(キク)
北庄内第2ハウス群	西(深萩)	4.2	温室(花卉)
北庄内第3ハウス群	西(白洲)	2.0	大型ビニールハウス(花卉)
伊左地第1ハウス群	西(伊左地)	9.3	大型ビニールハウス(セルリー)
伊左地第2ハウス群	西(伊左地)	3.8	大型ビニールハウス(セルリー)
神原ハウス群	西(神原)	2.4	大型ビニールハウス(セルリー)
和地ハウス群	西(和地)	4.1	大型ビニールハウス(セルリー)
佐浜ハウス群	西(佐浜)	12.7	大型ビニールハウス(キク)
湖東ハウス群	西(湖東)	14.3	大型ビニールハウス(セルリー)
古人見第1温室群	西(古人見)	8.3	温室(鉢物,セルリー)
古人見第2ハウス群	西(古人見)	4.6	大型ビニールハウス(セルリー)
和光ハウス群	西(和光)	7.1	大型ビニールハウス(キク)
深萩温室群	西(深萩)	2.1	温室(キク)
新津ハウス群	南(倉松)	5.7	大型ビニールハウス(葉ねぎ)
河輪第1温室群	南(長田)	7.0	温室(メロン)
河輪第2温室群	南(河輪)	14.5	温室(メロン)
芳川第1温室群	南(恩地)	5.3	温室(メロン)
芳川第2温室群	南(鼠野)	2.0	温室(メロン)

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本市にある現況森林、原野のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域として設定する。

表3 現況森林、原野

土地の種類	所在 (位置)	所有者又は 管理者	面積 (ha)	利用しよう とする用途	備考
森林原野	中・西区(B)	私有地	3.04	保全地	
森林原野	北区(D)	私有地	290.46	保全地	
森林原野	浜北区(E)	私有地	4.99	保全地	
森林原野	天竜区(F)	私有地	50.65	保全地	
計	—	—	349.14	—	

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域内は、浜名湖岸、三方原台地、天竜川の扇状地及び南部平坦地、北部山間地等から構成され、みかん、野菜、花き、茶等のいずれも県内を代表する多彩な農業が展開されている。また、企業の農業参入にいち早く取り組むなど、企業経営のノウハウを活かした新しい農業も展開している。

しかし、台地や扇状地など平坦地の農地は、基盤整備が実施されている農地が多いものの、農業水利施設の老朽化や、都市化、混住化が進行し、農家数や耕地面積の減少が起きている。

また、天竜区など北部山間地の農地は、ほぼ全域に茶産地が形成され、山間地特有の地理、気象条件の中で特徴ある茶の生産が行われているが、傾斜地が多く、基盤整備は全般的に遅れている。さらに、過疎化・高齢化の進行、鳥獣被害の拡大等により、荒廃農地の増加が見られている。

このような中で、今後も全国有数の農業地帯として地域の特色を活かした活力ある農業を展開し、安全・安心で豊かな農産物を安定供給するためには、企業的経営感覚を持った優れた経営体が効率的かつ安定的な農業経営を展開できる優良農地の確保が重要である。

そのため、農業水利施設の更新をはじめとした生産基盤整備と認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約、農作業の受委託など農地の効率的な利用、その適切な保全管理と施設用地への転換、企業の農業参入促進等とともに荒廃農地等の発生防止と解消を推進する。

また、農地と宅地の混在化の進行や新たに発生する地域の振興上必要な非農業的土地需要などに対処するため、農業振興地域制度及び関連法律・条例の適切な運用により、保全すべき農用地等を明確にし計画的な土地利用を図り、非農業的土地利用との調和に努める。

あわせて、地産地消の推進や「三ヶ日みかん」「三方原馬鈴薯」等のブランド力の一層の強化と「浜松パワーフード」など地域の特色を活かした食を起点とした取組を推進するとともに、ICTの活用や健康・福祉分野との連携、光産業等新事業分野との連携による6次産業化など「新・ものづくり」による農産物の高付加価値化を促進する。さらに、新東名高速道路等の恵まれた交通条件と特産物・文化・自然等の豊かな地域資源を活かした農泊等、都市との交流を促進し、農業の振興と地域活性化を図っていく。

以上の方針に基づく地区別土地利用の構想は、次に示すとおりである。

表4 農用地面積の見通し

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
東区 (A)	736.4	734.4	△2	-	-	-	-	-	-	39.0	41.0	2	775.4	775.4	-	10.7
中・西区 (B)	2,442.4	2,440.4	△2	-	-	-	-	-	-	145.1	147.1	2	2,587.5	2,587.5	-	27.2
南区 (C)	832.3	832.3	-	-	-	-	-	-	-	33.3	33.3	-	865.7	865.7	-	6.4
北区 (D)	4,823.7	4,819.7	△4	-	-	-	-	-	-	24.5	28.5	4	4,848.2	4,848.2	-	335.3
浜北区 (E)	1,520.6	1,518.6	△2	-	-	-	-	-	-	1.8	3.8	2	1,522.4	1,522.4	-	37.5
天竜区 (F)	1,180.4	1,180.4	-	8.1	8.1	-	-	-	-	1.0	1.0	-	1,189.4	1,189.4	-	65.9
計	11,535.9	11,525.9	△10	8.1	8.1	-	-	-	-	244.7	254.7	10	11,788.7	11,788.7	-	483.0

注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

2 森林原野等は、現況森林原野及びその他を含む。なお、将来も引き続き農用地の保全のために森林原野等として利用する土地であることから農地開発の予定はない。

3 -は該当なし

イ 用途区分の構想

(ア) 東区 (A地区)

本地区は、天竜川沖積層からなる平坦地である。農地は約736haで、このうち水田が約7割を占める水田地帯である。

ほ場整備等の基盤整備は概ね完了しており、畑地はセルリーなどの洋菜類をはじめ、チンゲンサイなどそ菜類の適地となっている。しかし一方で、農業水利施設の老朽化が一部で見られるほか、都市化・スプロール化の進んでいる地区でもある。

今後は、地産地消をベースとした葉ねぎ、観葉植物等の少量多品目生産による都市型農業の振興を図るとともに、天竜川下流用水二期事業等による農業水利施設の更新、長寿命化と農地中間管理事業等による認定農業者等への農地の集積・集約などにより優良農地の確保を図り、農地としての利用を維持する。また、農業用施設用地約39haを指定し、施設園芸の振興を図る。

(イ) 中・西区 (B地区)

本地区は、三方原台地が浜名湖へ掌状に伸び、起伏に富んだ地形を成している。農地は約2,442haを擁し、多種多様な作物が生産されている。

篠原地区では、早生たまねぎや甘藷の栽培が盛んである。また、庄内・大久保地区を中心として、ガーベラ、キク等の花きやセルリー、トマト等の施設園芸の大産地となってい

る。しかし一方で、施設園芸への移行や高齢化等を背景として台地縁辺部を中心に荒廃農地が拡大している地区でもある。

今後は、農地中間管理事業等による認定農業者等への農地の集積・集約や企業等の新規参入促進、農業関連施設用地への活用など農地の状況に応じた荒廃農地の解消等を図り、農地としての利用を維持する。また、国営三方原用水二期事業等による農業水利施設の更新をはじめ補完的な排水路・農道等の整備や田畑転換等を進めるとともに、農業用施設用地として約 145ha を指定し、セルリーやガーベラなどが団地化された施設園芸地帯として農地の高度利用を推進する。

(ウ) 南区 (C地区)

本地区は、海成沖積層からなる砂土、砂壤土等の平坦地である。農地は約 832ha で、五島地区周辺ではエシャレット、新津地区周辺では早生たまねぎ、葉ねぎ、甘藷などの栽培が行われている。

ほ場整備等の基盤整備は概ね完了しているが、農業水利施設の老朽化が見られるため、今後は天竜川下流用水二期事業等による農業水利施設の更新を進めるとともに、農地中間管理事業等による認定農業者等への農地の集積・集約や、農作業の受委託等を進め、農地の効率的利用を推進する。また、畑地については、特産地化されているエシャレット等の生産と出荷調整にかかる作業の省力化や品質向上を進めるとともに、温室メロン・葉ねぎ等の栽培を中心とする農業用施設用地として約 33ha を指定し、地域の特色を活かした農地の利用を進める。

(エ) 北区 (D地区)

本地区は、浜名湖岸丘陵部の古生層よりなる大規模な樹園地帯、都田川の沖積層よりなる平坦な水田地帯と南東部の三方原台地、北部の中山間地域からなっている。農地は約 4,824ha で、このうち樹園地が 7 割以上を占めている。また、大規模専業農家が多く、本市農業の中心地帯でもある。

今後も、農地中間管理事業等による認定農業者等への農地の集積・集約や、国営および県営による浜名湖北部用水事業や三方原用水二期事業による農業水利施設更新等の基盤整備、スピードスプレーヤの導入等による農業の近代化を進めるとともに、三ヶ日みかんやとぴあみかん、三方原ばれいしょ等のブランド農産物をはじめ水稻、梨等の産地の維持・発展に向け、農地として効率的利用を推進する。

(オ) 浜北区 (E地区)

本地区は、天竜川沖積層よりなる南東部の平坦地と西部の三方原台地、北部の中山間地からなっている。農地は約 1,521ha で、庭木・緑化樹・苗木などの花き類の生産や大平地区の次郎柿、梨などの果樹生産が行われている。

ほ場整備等の基盤整備は概ね完了しているが、一部で農業水利施設の老朽化が見られている。今後も、平坦地の施設野菜・緑花木・水稻や台地、山間地の果樹・茶等を中心とす

る産地として維持・発展するため、三方原用水二期事業や天竜川下流用水二期事業等の基盤整備や農地中間管理事業等による認定農業者等への農地の集積・集約を進め、農地の有効利用を推進する。

(カ) 天竜区（F地区）

本地区は、山岳地形の間を天竜川とその支流が蛇行し、これらの河川に沿った急峻な傾斜地と一部の平坦地に農地が点在している。農地は約1,180haで、茶園としての利用が過半を占めるが、チンゲンサイやしきみ、そば等の生産も行われている。しかし近年、イノシシやサル、シカなどの鳥獣による農産物被害が深刻化しており、一部の農家では生産意欲が減退し、荒廃農地の発生も見られている。

高齢化が進む中、今後は、集落ぐるみ、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組むとともに、乗用型摘採機の導入や地形条件等に応じた基盤整備や農地中間管理事業等による認定農業者等への農地の集積・集約を進め、茶、チンゲンサイ、しきみ、そば等、山間地の特色ある安全・安心な農産物供給地として、農地の有効利用を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域では、国営・県営事業にて整備された三方原用水、天竜川下流用水、浜名湖北部用水を柱として、県営・団体営・非補助融資事業により、かんがい排水、農道整備、ほ場整備等の基盤整備を実施している。

しかし近年、基幹的水利施設の老朽化が進むとともに、営農形態の変化により水需要も変化している。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、東海・東南海・南海地震だけでなくマグニチュード9程度の南海トラフ巨大地震を想定した地震対策が求められている。さらに、荒廃農地の解消や地形条件が厳しく基盤整備の遅れた地域等への対応も必要となっている。

そのため今後は、施設の老朽化状況を把握し、適切な時期に更新整備を行うとともに、多様な水需要に対応可能な施設整備、大規模地震対策としての耐震性調査、耐震対策を進め、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図る。

特に、三方原用水や天竜川下流用水・浜名湖北部用水に関しては、施設の老朽化対策、大規模地震対策、水需要変化への対応を目的に、国営・県営事業による更新整備を進め、安定した用水供給により集約型・付加価値型農業を推進する。

(1) 東区 (A)

本地区は、国営天竜川下流用水事業とそれに附帯する県営・団体営等の事業実施により概ね基盤整備は完了しているが、施設の老朽化が見られ、更新時期を迎えている。

今後は、天竜川下流用水二期事業等の推進により老朽化した農業水利施設の更新整備を進め、農業用水の安定供給と維持管理の負担軽減を図る。

(2) 中・西区 (B)

本地区は、国営三方原用水事業等とそれに附帯する県営・団体営等の事業実施により概ね基盤整備は完了している。しかし、台地縁辺部を中心として荒廃農地が存在している。

今後は、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用や、多面的機能支払交付金を活用し、荒廃農地の発生防止と利活用を推進する。また、三方原用水二期事業等の推進により農業水利施設の更新整備を進め、農業用水の安定供給と維持管理の軽減を図る。

(3) 南区 (C)

本地区は、県営ほ場整備事業等により基盤整備が概ね完了した地区であり、集落内の主要生活幹線道路や用排水路の整備もほぼ完了している。

今後は、水利施設整備事業や天竜川下流用水二期事業等の推進により老朽化した施設を計画的かつ効率的に補修・更新し、その長寿命化を図り、既存の土地改良施設の適切な維持・管理に努める。

(4) 北区 (D)

本地区は、国営三方原用水事業及び国営浜名湖北部用水事業と、これらに附帯する県営・団体営事業等の事業実施により概ね基盤整備は完了している。

三ヶ日町を中心とするみかん園は、県営畑地帯総合整備事業、県営広域営農団地農道整備事業等により概ね整備が完了しており、都田町の水田では、河川改修と併せて県営ほ場整備を実施した。

今後は、三方原用水二期及び浜名湖北部用水二期事業により既存施設の長寿命化を軸とした更新整備を計画的に推進し、農業用水の安定供給と維持管理の負担軽減を図る。

また、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の活用により営農継続を支援し、スピードスプレーヤの導入等機械化に対応できる基盤整備や農道、排水路、マルチドリップかんがい施設等の整備によりみかん産地の維持を図る。

(5) 浜北区 (E)

本地区は、国営三方原用水事業及び天竜川下流用水事業と、これらに附帯する県営・団体営事業等の事業実施により概ね基盤整備は完了しているが、中山間地域では整備されていない農地も見られる。

今後は、未整備農地の地域条件に合った基盤整備を推進するとともに、天竜川下流用水二期事業等の推進により整備された施設の計画的かつ効率的な補修・更新に努め、農業用水の安定供給と維持管理の軽減を図る。

(6) 天竜区 (F)

本地区は、急傾斜地で基盤整備が困難な地形が多く、一部の茶園で整備が行われているものの、全体的には基盤整備が遅れている。

今後は、急傾斜地でも使用可能な乗用型茶園管理機の性能を考慮した農地開発や農道の整備を推進する。春野地域では営農作業の負担軽減を図る基盤整備を実施し、天竜・龍山・佐久間・水窪地域では中山間地域等直接支払制度等の活用により農業生産活動と農村社会の継続を支援する。

2 農業生産基盤整備開発計画

【東区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
国営かんがい排水事業 (天竜川下流用水二期地区) ※調査中	取水口1箇所 揚水機場5箇所 用水路104km ※前歴事業	—	12,027 (うち右岸 4,295) ※前歴事業	中・東・ 南・浜北 (右岸)	—	※調査中 関係市町 右岸(浜松市) 左岸(磐田市、 袋井市、森町)

【中・西区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
国営かんがい排水事業 (三方原二期)	取水口改修1式 用水路改修・新設 39,200m 水管理施設改修1式	B・D・ E	3,310	中・西 北・浜北	1	H27～R6 17,285,000千円
県営かんがい排水事業 (三方原二期)	用水路工 53,000m	B・D・ E	3,310	西・北・ 浜北	2	H27～
三方原根洗用水路	用水路 5,234m 揚水機場補修 6 機場	B・D	216	西・北		H28～R4 1,019,000千円
三方原庄内用水支線1期	用水路 3,804m 揚水機場補修 13 機場	B・D	362	西・北		H28～R4 1,009,000千円
三方原伊佐見用水支線	用水路工 5,779m	B	220	西		H29～R5 2,063,000千円
三方原篠原用水幹線	用水路工 3,479m	B	154	西		H30～R6 1,003,000千円
三方原南部幹線掛下流	用水路工 2,083m	B	182	西		R1～R7 550,000千円
三方原雄踏用水路	用水路工 2,911m	B	191	西		R2～R8 859,000千円
三方原庄内用水幹線	用水路工 3,500m	B・D	416	西・北		R3～R9 601,000千円
三方原花川用水支線	用水路工 3,912m	B	301	西		R4～R10 927,000千円
県営基幹水利施設ストック マネジメント事業 (三方原二期)	用水路工 53,000m	B・D	3,310	西・北	3	H27～
三方原庄内用水路	用水路工 683m	B・D	746	西・北		H28～R4 271,000千円
三方原篠原用水支線	用水路工 3,084m	B	134	西		H30～R6 664,000千円
団体営農業基盤整備促進 事業(浜松3期)	農道	B・D	6	西・北	4	R1～R3 76,000千円
県営農地耕作条件改善事業 (伊左地)	農道 1000m、排水路 1,000m	B	3	西	5	R2～R4 200,000千円

【中・西区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
県営農地耕作条件改善事業 (村櫛前田沖)	区画整理 10ha、排水路 2,000m	B	50	西	6	R3~R7 670,000 千円
県営農地耕作条件改善事業 (庄和村櫛)	区画整理 10ha、排水路 2,000m	B	50	西	7	R4~R8 500,000 千円
県営農地耕作条件改善事業 (佐浜)	区画整理 10ha、排水路 1,000m	B	10	西	—	R4~R8 500,000 千円 受益調整中
国営かんがい排水事業 (天竜川下流用水二期地区) ※調査中	取水口 1 箇所 揚水機場 5 箇所 用水路 104 km ※前歴事業	—	12,027 (うち右岸 4,295) ※前歴事業	中・東・ 南・浜北 (右岸)	—	※調査中 関係市町 右岸(浜松市) 左岸(磐田市、 袋井市、森町)

【南区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
団体営水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型) (新浜名幹線下流地区)	管路更生 HP φ 350~600、L=4,442m	C	124.0	南	4	H26~R2 400,000 千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (田尻排水機場)	排水機場補修 1 箇所	C	124	南	5	H27~R3 778,000 千円
国営かんがい排水事業 (天竜川下流用水二期地区) ※調査中	取水口 1 箇所 揚水機場 5 箇所 用水路 104 km ※前歴事業	—	12,027 (うち右岸 4,295) ※前歴事業	中・東・ 南・浜北 (右岸)	—	※調査中 関係市町 右岸(浜松市) 左岸(磐田市、 袋井市、森町)

【北区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
国営かんがい排水事業 (三方原二期)	取水口改修 1 式 用水路改修・新設 39,200m 水管理施設改修 1 式	B・D・ E	3,310	中・西 北・浜北	1	H27~R6 17,285,000 千円
県営かんがい排水事業 (三方原二期)	用水路工 53,000m	B・D・ E	3,310	西・北・ 浜北	2	H27~
三方原根洗用水路	用水路 5,234m 揚水機場補修 6 機場	B・D	216	西・北		H28~R4 1,019,000 千円
三方原庄内用水支線 1 期	用水路 3,804m 揚水機場補修 13 機場	B・D	362	西・北		H28~R4 1,009,000 千円
三方原庄内用水幹線	用水路工 3,500m	B・D	416	西・北		R3~R9 601,000 千円

【北区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
三方原北部幹線掛	用水路工 5,000m	D	225	北	2	R3～R9 846,000 千円
三方原南部幹線掛上流	用水路工 4,630m	D	254	北		R1～R7 950,000 千円
県営基幹水利施設ストック マネジメント事業 (三方原二期)	用水路工 53,000m	B・D	3,310	西・北	3	H27～
三方原庄内用水路	用水路工 683m	B・D	746	西・北		H28～R4 271,000 千円
県営水利施設等保全高度 化事業 (浜名湖北部用水施設)	用水路工 1 式	D	2,427	北	—	R3～R7 500,000 千円 受益調整中
県営基幹水利施設ストック マネジメント事業 (浜名湖北部用水)	揚水機場 2 台	D	2,427	北	4	H27～R2 570,000 千円
経営体育成基盤整備事業 (中川地区)	区画整理工 4.9ha 用水路工 151.4ha	D	151	北	5	H26～R1 1,957,000 千円
県営一般農道整備事業 (浜名湖西部地区)	舗装補修 5,133m 橋梁耐震補強工 3 橋 法止工 2 箇所	D	718	北・ 湖西市	6	H29～R5 418,000 千円
県営経営体育成樹園地再 編整備事業 (担い手支援 型) (三ヶ日みかんの里)	農道 4,672m 排水路 232m	D	42	北	7	H30～R5 905,000 千円
県営経営体育成樹園地再 編整備事業 (産地強化型) (引佐 2 期)	畑かん 2.8ha、排水路 276m、管水路 587m	D	16	北	8	H30～R2 67,000 千円
団体営農業基盤整備促進 事業 (浜松 3 期)	農道	B・D	6	西・北	9	R1～R3 76,000 千円
県営農地耕作条件改善事 業 (三ヶ日日比沢)	農道 400m、排水路 400m	D	5	北	—	R1～R3 80,000 千円 受益調整中
県営農地耕作条件改善事 業 (三ヶ日 (只木))	区画整理 10ha、農道 1,000m、排水路 1,000m	D	10	北	10	R3～R7 800,000 千円
県営農地耕作条件改善事 業 (三ヶ日 (上尾奈))	区画整理 15ha、農道 1,000m、排水路 2,000m	D	15	北	11	R4～R10 1,000,000 千円
県営農地耕作条件改善事 業 (三ヶ日 (平山・釣))	区画整理 15ha、農道 2,000m、排水路 2,000m	D	15	北	12	R4～R12 1,500,000 千円
県営農地耕作条件改善整 備事業 (都田上地区)	農道舗装 8,645m	D	59	北	13	R1～R3 150,000 千円
国営かんがい排水事業 (浜名湖北部地区) ※調査中	頭首工 1 箇所 揚水機場 4 箇所 調整池 2 箇所 用水路 55.2 km ※前歴事業	—	2,427 ※前歴事業	北	—	※調査中

【浜北区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
国営かんがい排水事業 (三方原二期)	取水口改修1式 用水路改修・新設 39,200m 水管理施設改修1式	B・D・E	3,310	中・西北・浜北	1	H27～R6 17,285,000千円
団体営農業基盤整備促進事業 (灰の木原)	用水路工800m、用水付帯施設38箇所、用水ポンプ施設1箇所	E	187	浜北	4	H29～R1 40,000千円
県営農地耕作条件改善事業 (大平)	区画整理10ha、農道1,000m	E	10	浜北	5	R4～R8 400,000千円
県営農地耕作条件改善事業 (上善地)	区画整理10ha	E	10	浜北	6	R4～R8 500,000千円
団体営土地改良施設維持管理適正化事業	揚水機場5箇所	E	113.7	浜北	7	H30～R5 44,900千円
国営かんがい排水事業 (天竜川下流用水二期地区) ※調査中	取水口1箇所 揚水機場5箇所 用水路104km ※前歴事業	—	12,027 (うち右岸4,295) ※前歴事業	中・東・南・浜北 (右岸)	—	※調査中 関係市町 右岸(浜松市) 左岸(磐田市、袋井市、森町)

【天竜区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
県営中山間地域総合整備事業 (北遠)	ファームポンド2箇所 農道改良L=200m ほ場整備A=0.45ha パイプラインL=456m	F	32.8	天竜	4	H27～R3 673,000千円

農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)(別添)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

造林・間伐・伐採等森林経営に欠くことのできない基盤である林道等の開設は、漸次進めているところである。特に開設コストを抑えた簡易な路網整備の促進が重要となる。

今後も、一般道、農道との連携の中で、引き続き路網の整備を行い、搬出コストの低減を図り、林業生産性の向上を図るとともに、施業の集約化により低コスト化や生産性向上を図っていく。

4 他事業との関連

本市では、新東名高速道路の開通や三遠南信自動車道の一部開通など広域幹線道路が整備され、さらに東名高速道路へのスマート IC 設置が行われた。今後の農道網の整備にあ

たっては、これらのインターチェンジやアクセス道などとの連絡に配慮し、農産物の集出荷、流通の合理化、さらに農村地域の活性化等を推進する。

また、排水処理対策にあたっては、下水道事業や合併処理浄化槽との一層の連携を図り、農業用水の水質保全や生活環境の改善を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地や農業用水等は、農業にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土保全や環境保全などの多面的機能を有している。また、ゆとりや安らぎ、環境保全に対する国民意識の高まり等を背景として農業生産全体の在り方に、温室効果ガスの排出の抑制など環境保全重視の観点を付加していくことが求められている。

しかし、本市では、農畜産物価格の低迷による経営状況の悪化、農業従事者の高齢化、担い手の不足、農地所有者の資産保有意識による農地流動化の遅れ、集落機能の低下などの理由により中山間地や台地縁辺部を中心に荒廃農地が発生し、その面積は約800haを超えている（平成30年度荒廃農地調査）。特に中山間地域においては、近年鳥獣被害が増加し、農家の生産意欲の減退、荒廃農地の増加と農地が持つ多面的機能の低下等が懸念されている。

このため、多面的機能支払交付金事業を推進し、農地・農業用水等の施設の保全に関する地域の共同活動や、その一環として行う農村環境の保全活動に加え、用排水施設の長寿命化等の取組について総合的・一体的に支援し、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図っていく。中山間地においては、企業や大学等との連携推進や農業生産活動の継続を支援するための中山間地域等直接支払制度等を活用することにより、荒廃農地の有効活用と発生防止を推進する。

また、農地中間管理機構等との連携の強化や、農地銀行の活用のほか、人・農地プランの実質化を行うなどして農地流動化を促進し、担い手へ農地の集積・集約を進める。併せて企業等の農業参入など新たな担い手の確保、耕作条件改善等の推進により荒廃農地の解消を図る。さらに、地域の状況に応じたほ場整備や鳥獣被害対策等を推進するとともに、市民農園や体験農園など農地の状況に応じた荒廃農地発生防止策を積極的に推進していく。

一方、ため池整備や湛水防除事業、林業と一体となった地すべり防止事業など農地防災事業を推進し、自然及び社会環境の変化に起因する農地や農業用施設の災害発生を未然に防止することにより、農業経営の安定と農地・国土の保全を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

【東区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
県営土地改良施設耐震対策事業（半田排水機場耐震）	農地防災事業 排水機場耐震対策1施設	半田	52	東	1	R1～R3 93,000千円
多面的機能支払交付金（中郡）	けっこい中郡 農地維持、資源向上	中郡	15	東	2	R1～R5 2,998千円
多面的機能支払交付金（中野町）	中ノ町環境保全会 農地維持、資源向上	中野町	16	東	3	R1～R5 5,839千円
多面的機能支払交付金（大瀬西）	大瀬西みどり・環境保全の会 農地維持、資源向上	大瀬町・積志町	19	東	4	R1～R5 3,958千円

【中・西区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)			
県営土地改良施設耐震対策事業（浜松西部耐震）	農地防災事業 排水機場耐震対策2施設	境川・薬師谷川	79	西	1	R1～R4 76,000千円
団体営農業水路等長寿命化対策事業（遠州灘沿岸）	排水機場水門対策6施設	篠原・坪井・馬郡	200	西・南	2 (南3)	R2～R4 100,000千円
県営用排水施設等整備事業（九領川排水機場）	排水機場耐震対策1施設	九領川	200	西	3	R5～R10 600,000千円
県営用排水施設等整備事業（小山川排水機場）	排水機場耐震対策1施設	小山川	200	西	4	R5～R9 400,000千円
多面的機能支払交付金（和地）	和地地区環境保全対策協議会 農地維持、資源向上	和地	279	西	5	R1～R5 73,058千円
多面的機能支払交付金（庄内）	庄内地区環境保全対策協議会 農地維持、資源向上	庄内	209	西	6	R1～R5 53,753千円
多面的機能支払交付金（村櫛）	村櫛地区環境保全対策協議会 農地維持、資源向上	村櫛	39	西	7	R1～R5 10,810千円
多面的機能支払交付金（伊佐見）	伊佐見地域農地・水・環境保全管理協定 農地維持、資源向上	伊佐見	280	西	8	R1～R5 79,890千円
多面的機能支払交付金（神久呂）	神久呂地区農地・水・環境保全管理協定 農地維持、資源向上	神久呂	303	西	9	R1～R5 79,878千円
多面的機能支払交付金（篠原）	篠原地区農地環境整備委員会 農地維持、資源向上	篠原	106	西	10	R1～R5 20,119千円
多面的機能支払交付金（雄踏）	雄踏地区環境保全会 農地維持、資源向上	雄踏	64	西	11	R1～R5 27,035千円

【南区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
県営ため池等調整事業 (米津排水路)	排水路工 3,832m	米津	150.2	中	1	H25～R2 1,049,000 千円
県営土地改良施設耐震対策事業 (下飯田用水路)	農地防災事業 用水路耐震対策 1 地区	飯田	52	南	2	R1～R3 93,000 千円
団体営農業水路等長寿命化対策事業 (遠州灘沿岸)	排水機場水門対策 6 施設	倉松	200	西・南	3 (西 2)	R2～R4 100,000 千円
県営土地改良施設耐震対策事業 (寺脇耐震)	農地防災事業 排水機場耐震対策 1 施設	寺脇	200	南	4	R5～R8 60,000 千円
県営土地改良施設耐震対策事業 (田尻耐震)	農地防災事業 排水機場耐震対策 1 施設	田尻	200	南	5	R5～R8 60,000 千円
多面的機能支払交付金 (恩地)	恩地町環境みどり会 農地維持、資源向上	恩地	16	南	6	R1～R5 5,005 千円
多面的機能支払交付金 (大塚町)	大塚愛郷会 農地維持、資源向上	大塚町	16	南	7	R1～R5 2,636 千円
多面的機能支払交付金 (五島)	五島環境保全会 農地維持、資源向上	五島	100	南	8	H28～R2 21,230 千円
多面的機能支払交付金 (西南部)	西南部地域資源保存会 農地維持、資源向上	西南部	78	南	9	R1～R5 18,591 千円
多面的機能支払交付金 (倉松)	倉松農地保全会 農地維持、資源向上	倉松	76	南	10	H27～R1 18,887 千円

【北区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
地すべり対策事業 (引佐北部 2 期)	地下水排除工 1 式 抑止工 1 式	大代	100	北	1	H27～R2 100,200 千円
県営ため池等調整事業 (お宮の池)	ため池改修工 1 式	お宮の池	10.6	北	2	H29～R2 76,000 千円
県営土地改良施設耐震対策事業 (細江耐震)	農地防災事業 排水機場耐震対策 4 施設	中川	339	北	3	R1～R4 202,000 千円
県営土地改良施設耐震対策事業 (三ヶ日 24-1 号 PC)	農地防災事業 揚水機場耐震対策 1 施設	三ヶ日	31	北	4	R2～R4 130,000 千円
県営防災ダム整備事業 (都田川ダム 2 期)	ダム補修 1 式	都田川 ダム	600	北	5	R3～R8 1,000,000 千円
県営地すべり対策事業 (引佐南部 2 期)	水抜きボーリング等 1,000m	引佐南部	233	北	6	R3～R8 150,000 千円
多面的機能支払交付金 (引佐正楽寺)	正楽寺 農地維持、資源向上	引佐 正楽寺	25	北	7	R1～R5 10,939 千円
多面的機能支払交付金 (都田上)	水と緑北都の会 農地維持、資源向上	都田上	52	北	8	R1～R5 19,653 千円
多面的機能支払交付金 (三ヶ日大谷)	大谷農村保全組合 農地維持、資源向上	三ヶ日 大谷	10	北	9	R1～R5 4,182 千円

【北区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
多面的機能支払交付金 (三ヶ日中部)	三ヶ日中部地区農地・ 水・環境保全管理協定 農地維持、資源向上	三ヶ日 中部	235	北	10	R1～R5 80,103千円
多面的機能支払交付金 (三ヶ日東部)	三ヶ日東部地区農地・ 水・環境保全管理協定 農地維持、資源向上	三ヶ日 東部	69	北	11	R1～R5 34,476千円
多面的機能支払交付金 (三ヶ日南部)	三ヶ日南部地区農地・ 水・環境保全管理協定 農地維持、資源向上	三ヶ日 南部	143	北	12	R1～R5 58,212千円
多面的機能支払交付金 (三ヶ日北部)	三ヶ日北部地区農地・ 水・環境保全管理協定 農地維持、資源向上	三ヶ日 北部	166	北	13	R1～R5 59,958千円
多面的機能支払交付金 (中川)	中川地域環境推進会 農地維持、資源向上	中川	140	北	14	R1～R5 32,826千円
多面的機能支払交付金 (都田南部)	都田里山の会 農地維持、資源向上	都田南部	78	北	15	R1～R5 19,017千円
多面的機能支払交付金 (狩宿)	狩宿緑の会 農地維持、資源向上	狩宿	45	北	16	R1～R5 13,297千円
多面的機能支払交付金 (西四村)	西四村ふるさと会 農地維持、資源向上	西四村	65	北	17	R1～R5 17,029千円
多面的機能支払交付金 (都田北部)	都田北部風車の会 農地維持、資源向上	都田北部	81	北	18	R1～R5 12,474千円
多面的機能支払交付金 (伊目)	伊目保全会 農地維持、資源向上	伊目	91	北	19	H29～R3 23,799千円
多面的機能支払交付金 (なかまっこ)	なかまっこ 農地維持、資源向上	なかま っこ	48	北	20	H29～R3 14,561千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	伊平	2.9	北	21	H27～R1 588千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	東黒田	1.7	北	22	H27～R1 280千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	川名	8.2	北	23	H27～R1 752千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	萩間	1.3	北	24	H27～R1 264千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	的場西	4.7	北	25	H27～R1 497千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	的場東	2.1	北	26	H27～R1 195千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	四方浄	1.4	北	27	H27～R1 87千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	久井田	2.5	北	28	H27～R1 313千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	渋川ほ場	3.9	北	29	H27～R1 314千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	古東土	4.0	北	30	H27～R1 367千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	寺野	8.8	北	31	H27～R1 896千円

【北区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	大代	2.4	北	32	H27～R1 124千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	栃窪	7.8	北	33	H27～R1 744千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	田畑	4.8	北	34	H27～R1 455千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	馬門	3.1	北	35	H27～R1 285千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	中村	6.8	北	36	H27～R1 782千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	小斉藤	1.7	北	37	H27～R1 355千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	背山	2.9	北	38	H27～R1 300千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	富幕	3.8	北	39	H27～R1 351千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	狩宿	6.4	北	40	H27～R1 809千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	陣座	4.0	北	41	H27～R1 371千円
中山間地域等直接支払制度	引佐 農業生産活動の維持等	豊竜	11.8	北	42	H27～R1 1,086千円
中山間地域等直接支払制度	三ヶ日 農業生産活動の維持等	南部	326.2	北	43	H27～R1 30,450千円
中山間地域等直接支払制度	三ヶ日 農業生産活動の維持等	東部	236.6	北	44	H27～R1 22,079千円
中山間地域等直接支払制度	三ヶ日 農業生産活動の維持等	中部	318.8	北	45	H27～R1 24,742千円
中山間地域等直接支払制度	三ヶ日 農業生産活動の維持等	北部	272.4	北	46	H27～R1 27,686千円

【浜北区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
県営土地改良施設耐震対策事業（大平・灰の木揚水機場）	農地防災事業 揚水機場耐震対策2施設	大平・ 灰の木	200	浜北	1	R2～R4 60,000千円
団体営農業水路等長寿命化対策事業（浜名北部）	用水路工 13,493m	浜名北部	60	浜北	2	R2～R4 145,000千円
団体営農業水路等長寿命化対策事業（浜名・赤佐）	用水路工 12,000m	浜名・ 赤佐	143	浜北	3	R2～R4 190,000千円
多面的機能支払交付金（下善本村）	下善本村地区環境保全協議会 農地維持、資源向上	下善本村	79	浜北	4	R1～R5 19,842千円

【浜北区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
多面的機能支払交付金(東原)	新原東原地区環境保全協議会 農地維持、資源向上	東原	63	浜北	5	R1～R5 15,747千円
多面的機能支払交付金(尾野)	尾野15-2農地保全会 農地維持、資源向上	尾野	40	浜北	6	H27～R1 11,492千円
多面的機能支払交付金(鹿玉)	鹿玉水利組合UH農地保全会 農地維持、資源向上	鹿玉	40	浜北	7	H27～R1 13,836千円
県営ため池群整備事業(ため池群馬込川)	堤体補強工事1式 ため池耐震工4箇所	—	145.9	浜北	8	R1～R3 439,000千円

【天竜区】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
地すべり対策事業(和泉2期)	地下水排除工1式	和泉	26.2	天竜	1	H25～R2 203,900千円
地すべり対策事業(中村寺尾2期)	地下水排除工1式	中村寺尾	38.4	天竜	2	H28～R3 144,300千円
県営地すべり対策事業(佐久間北部)	水抜きボーリング等 1,000m	佐久間	153	天竜	3	R5～R10 150,000千円
県営地すべり対策事業(天竜南部)	水抜きボーリング等 1,000m	天竜南部	52	天竜		R4～R9 150,000千円
県営地すべり対策事業(天竜西部)	水抜きボーリング等 1,000m	天竜西部	97	天竜		R6～R11 150,000千円
県営地すべり対策事業(相津3期)	水抜きボーリング等 1,140m	相津	21	天竜	4	R2～R6 122,000千円
多面的機能支払交付金(野尻)	野尻地域農村環境保全会 農地維持、資源向上	野尻	2	天竜	5	R1～R5 889千円
多面的機能支払交付金(大栗安)	美農里大栗安棚田倶楽部 農地維持、資源向上	大栗安	7	天竜	6	R1～R5 2,093千円
中山間地域等直接支払制度	天竜 農業生産活動の維持等	本村	5.8	天竜	7	H27～R1 513千円
中山間地域等直接支払制度	天竜 農業生産活動の維持等	内熊	2.9	天竜	8	H27～R1 263千円
中山間地域等直接支払制度	天竜 農業生産活動の維持等	大下	7.1	天竜	9	H27～R1 625千円
中山間地域等直接支払制度	天竜 農業生産活動の維持等	安蔵	1.2	天竜	10	H27～R1 108千円
中山間地域等直接支払制度	天竜 農業生産活動の維持等	上百古里	4.5	天竜	11	H27～R1 206千円
中山間地域等直接支払制度	天竜 農業生産活動の維持等	大井平	1.3	天竜	12	H27～R1 114千円
中山間地域等直接支払制度	春野 農業生産活動の維持等	田河内	6.4	天竜	13	H27～R1 375千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		区名	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
中山間地域等直接支払制度	春野 農業生産活動の維持等	高杉	4.2	天竜	14	H27～R1 371千円
中山間地域等直接支払制度	春野 農業生産活動の維持等	砂川	17.0	天竜	15	H27～R1 1,820千円
中山間地域等直接支払制度	春野 農業生産活動の維持等	花島 牧野	5.2	天竜	16	H27～R1 375千円
中山間地域等直接支払制度	春野 農業生産活動の維持等	砂川 西沢	2.1	天竜	17	H27～R1 194千円
中山間地域等直接支払制度	龍山 農業生産活動の維持等	下平山	1.5	天竜	18	H27～R1 135千円
中山間地域等直接支払制度	水窪 農業生産活動の維持等	大野	3.1	天竜	19	H27～R1 232千円
中山間地域等直接支払制度	春野 農業生産活動の維持等	越木平・ モチク イド	8.6	天竜	20	H27～R1 673千円

農用地等保全整備計画図（付図3号）（別添）

3 農用地等の保全のための活動

本市では、約1,900人の参加により集落協定が結ばれ、協定農用地約1,300haを対象として中山間地域等直接支払制度を活用した取組が行われている。今後も、中山間地域等直接支払制度を活用した支援を行い、農業生産活動の継続を通じて、荒廃農地の発生防止、農地の多面的機能の発揮を推進していく。また、天竜区大栗安の棚田では、都市住民等と連携した棚田の維持管理や休耕田の復旧、イベント開催など様々な活動が行われているが、そのほかにも静岡県棚田等十選に選ばれた棚田が4地区（天竜区大栗安、天竜区龍山町瀬尻、北区引佐町久留女木、北区引佐町兎荷）あり、それぞれ様々な機能と価値のある棚田の維持・保全が図られている。今後も棚田をはじめとした農地等の保全活動を支援し、多面的機能の発揮や食料・農業・農村・環境などの学習、地域の活性化等を推進する。

さらに、現在35組織により多面的機能支払交付金を活用して約3,000haの農用地等保全のための活動が行われている。今後もこれら質の高い共同活動に取り組む組織へ支援し、農地・水・環境の保全、向上を推進していく。

また、その他の農村部においても、農地の防災保全の活動として、用排水路・農道等の維持管理に地域住民も参加するなど、その地域や集落の維持・活性化が図られるように促していく。

一方、増加している鳥獣被害に対しては、浜松市鳥獣被害防止計画に基づき、防護柵の設置・管理、緩衝帯の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去、荒廃農地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分等、有害鳥獣を寄せ付けない集落ぐるみの活動を支援するとともに、鳥獣被害対策実施隊の活動を促進し、被害の軽減を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農山村地域が持つ多面的機能が発揮されるためには、農用地の保全とともに森林の保全が重要である。そのため、森林環境譲与税や平成 22 年に取得した FSC 森林認証の有効活用、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は恵まれた気象条件や交通運輸条件等を背景として、セルリーやチンゲンサイ、ガーベラ、メロンなどの温室やビニールハウスを利用する施設園芸、みかんを代表とする果樹、山間地の茶など、幅広い農業が行われている。

しかし、農業就業人口や耕地面積の減少といった厳しい状況の中で、これら多様な農産物の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくことが大きな課題となっている。

そのため、今後も多様な本市農業の特性を活かしながら、浜松市担い手育成総合支援協議会と連携を図りつつ、効率的かつ安定的な営農モデルを示し、企業的な経営感覚をもって、先進的農業経営に取り組む担い手の育成を図り、本市において持続可能な農業経営の確立を推進していく。

具体的な経営の目標としては、広大な浜松市を自然的、社会的、経済的条件などを踏まえて、平地農業地域と中山間地域の二つに区分した上で、新たに農業経営を営もうとする青年等を含め、主たる農業従事者が地域の他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成しつつ、地域の他産業従事者並の年間所得を確保する水準として以下のとおり設定する。なお中山間地域の三ヶ日町にあっては、平地農業地域と比肩しうる多くの先進的な経営体が育成されてきたことから平地農業地域に含めることとする。

地域	所得目標	労働時間
平地農業地域	750万円程度 (1経営体あたり)	1,800～2,000時間
中山間地域	600万円程度 市長が特に認めるもの 300万円程度 (1経営体あたり)	1,800～2,000時間
新たに農業経営を営もうとする青年等	300万円程度 (1経営体あたり)	1,800～2,000時間

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (H26.9)

ただし、法人にあっては、財務指標を総合的に判断して、現在雇用されている従事者が今後も継続して雇用され、あわせて経営の健全性を維持し得る程度の状況をもって目標とする。他産業との複合経営を行う法人にあっては、農業分野の経営状況をもって測る。また、農業者による6次産業化の取組については、加工品の販売やサービスの提供で得た所得を含めて目標とする。

さらに、これらの目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、次の主要な営農類型を掲げ、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図っていくこととする。

<平地農業地域>

	営農類型	経営面積	作目構成	経営体数	流動化目標面積 (ha)
個別	水稲＋作業受託	17ha	水稲 12ha＋作業受託 5ha	19	323
	茶（自園自製自販）	5ha	茶 5ha	7	35
	茶（自園自製兼買葉）	10ha	茶 10ha（自園 4ha（うち借地 1ha）＋買葉 6ha）	3	30
	柑橘（温州みかん）	4ha	みかん 4ha	113	452
	柑橘 （ハウスみかん＋露地みかん）	2ha	ハウスみかん 0.3ha＋露地みかん 1.7ha	9	18
	梨	1.2ha	梨 1.2ha	4	4.8
	柿＋柑橘	2.2ha	柿 1.2ha＋温州みかん 1ha	1	2.2
	いちご	0.43ha	いちご 0.43ha	8	3.44
	トマト	0.44ha	トマト 0.44ha	15	6.6
	温室メロン	0.2ha	メロン 0.9ha（0.2ha×4.5作）	38	7.6
	みつば	0.8ha	みつば 6.8ha（0.8ha×8.5作）	3	2.4
	葉ねぎ	0.8ha	葉ねぎ 3.2ha（0.8ha×4作）	16	12.8
	チンゲンサイ	0.8ha	チンゲンサイ 7.2ha（0.8ha×9作）	8	6.4
	セルリー	0.7ha	セルリー 1.4ha（ハウス 0.7ha×2作）	27	18.9
	サラダ菜	0.7ha	サラダ菜 7ha（0.7ha×10作）	11	7.7
	エシャレット＋かんしょ	1.2ha	エシャレット 0.4ha＋かんしょ 0.8ha	5	6
	ばれいしょ＋だいこん	4ha	ばれいしょ 4ha＋だいこん 3ha	11	44
	たまねぎ＋かんしょ	3ha	たまねぎ 3ha＋かんしょ 2ha	16	48
	きく	0.7ha	きく 1.4ha（0.7ha×平均 2作）	14	9.8
	ガーベラ	0.4ha	ガーベラ 0.4ha	17	6.8
	トルコギキョウ	0.6ha	トルコギキョウ 0.6ha	1	0.6
	鉢物（洋蘭）	0.5ha	シンピジュウム 0.5ha	6	3
	鉢物（観葉・鉢花）	0.4ha	観葉・鉢花 0.4ha	6	2.4
花木（枝物）	1.8ha	クジャクヒバ 0.3ha＋ハナモモ 0.4ha＋ホオズキ 0.3ha＋グニユーカーリ 0.2ha＋シャクヤク 0.3ha＋西洋シャクヤク 0.1a＋サツキ 0.2ha	9	16.2	
庭園木＋緑化樹	1.2ha	庭園木 0.5ha＋緑化樹 0.7ha	9	10.8	

<平地農業地域>

	営農類型	経営面積	作目構成	経営体数	流動化目標面積 (ha)
個別	酪農(畑地型)	—	経産牛 50頭 + 育成牛 16頭 + 草地面積 3ha	18	—
	肉牛 (肉専用種肥育)	—	肉専用種常時 175 頭	27	—
	養豚(一貫経営)	—	常時飼養頭数 種雌豚 170 頭 + 種雄豚 10 頭 + 育成豚 51 頭 + 肥育豚 1,700 頭	13	—
	採卵鶏	—	鶏 2.5 万羽(平均飼養頭数)	3	—
	ブロイラー	—	鶏年間出荷羽数 68 万羽 (常時飼養羽数 17 万羽)	2	—

<中山間地域>

	営農類型	経営面積	作目構成	経営体数	流動化目標面積 (ha)
個別	茶(自園自製自販)	2ha	茶 2ha	15	30
	茶(共同工場)+自販	3.3ha (うち借地 1ha)	茶 3.3ha	3	9.9
	チンゲンサイ	0.2ha	チンゲンサイ 1.4ha (0.2ha×7 作)	3	0.6
	茶(共同)+野菜	1.6ha	茶 1.5ha + チンゲンサイ 0.4ha (0.1ha×4 作)	3	4.8
	茶(共同)+花木	1.6ha	茶 1ha + しきみ 0.6ha	6	9.6
	茶(共同)+シイタケ	—	茶 1ha + シイタケ 10,000 本	16	—

<新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標>

	営農類型	経営面積	作目構成	経営体数	流動化目標面積 (ha)
個別	柑橘(温州みかん)	2ha	みかん 2ha	6	12
	いちご	0.2ha	いちご 0.2ha	1	0.2
	トマト	0.2ha	トマト 0.2ha	4	0.8
	チンゲンサイ	0.3ha	チンゲンサイ 2.7ha (0.3ha×9 作)	0	0
	セルリー	0.3ha	セルリー 0.6ha (ハウス 0.3ha×2 作)	1	0.3
	ばれいしょ	2.5ha	ばれいしょ 2.5ha	1	2.5
	たまねぎ+かんしょ	1.2ha	たまねぎ 1.2ha + かんしょ 0.8ha	5	6
	茶(共同工場)+自販	1.7ha	茶 1.7ha	1	1.7

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (H26.9) 人・農地プラン (H31.3)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市農業は、全国でも有数の農業地帯として多種多様な農業を展開している一方、高齢化や兼業化が進み、荒廃農地が多く見られる状況にある。そのため、実質化された人・農地プランの実現に向け、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、農地銀行活動事業等に積極的に取り組み、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を推進する。

東・南・浜北区においては、農用地区域を中心に農地中間管理事業や利用権設定等促進事業を実施することにより、認定農業者へ優良農地の集積・集約を図る。同時に、農業協同組合等による農作業の受委託及び就農あっせんなどにより、農業者の高齢化や後継者不足による荒廃農地の発生防止、解消に努める。

西・北区においては、果樹、花き等の栽培が盛んな地域であることから、それぞれの作目について産地化、ブランド化を推進し、農業者の高齢化や後継者不足による荒廃農地の発生防止、解消に努める。また、農業の持つ物質循環機能の維持・増進を図るため、耕種農家と畜産農家との連携による土づくり等を推進する。

天竜区においては、集落ぐるみで鳥獣被害対策に取り組むとともに茶園基盤及び加工施設の整備など茶生産構造の強化を図り、担い手農業者が効率的な生産に取り組めるよう努める。さらに、高齢化や兼業化に対応するため、関係農業者等の合意を基礎として、作付地の集団化と荒廃農地の解消、田畑では裏作導入等による農用地の有効利用に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

ア 認定農業者等の育成対策

先進的な農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に、農業経営改善計画の実現に向けた支援等を行い、認定農業者として認定し、担い手農家として育成する。同時に、経営改善計画期間満了者に対しても、その経営の更なる向上に資するため、再認定への誘導を積極的に進める。

なお、兼業農家についても、本市の農業の重要な担い手であることから、規模拡大や経営の効率化・安定化に取り組む者については、認定農業者となるよう勧める。また、混住化が進む地域においては、地元消費者への農産物の直販の仕組みを整えることにより、地産地消の取組を拠り所とする担い手農業者の育成を図っていく。

認定農業者に対しては、優先的な農用地を集積・集約し、低利な特別融資等の活用ができるよう支援する。さらに、農業経営塾の開催等により人的管理、生産管理、ブランド・マーケティング等の研修の機会を設け、これらの研修を通じて、企業的な経営感覚を身につけた者については、その熟度に応じてビジネス経営体への誘導を図っていく。

また、生産管理・効率性の向上や経営意識の改善を図るため、GAP（農業生産工程管理）の取組を推進していく。

あわせて、浜松市担い手育成総合支援協議会や浜松市認定農業者協議会の活動を支援することにより、効率的かつ安定的な農業経営を行う者を育成していく。

イ 農用地の流動化、集積・集約化対策

本市では経営耕地の分散が、経営効率の向上を図る上での障害になっている。このため、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、農地銀行活動事業等を活用し、農地の流動化を積極的に行い、認定農業者等の基幹的な担い手へ農地の集積・集約を推進する。併せて、農地等の効率的な利用に向け、人・農地プランの実質化を推進するとともに、各農業協同組合や農地中間管理機構及び関係団体を支援し、農地の流動化を促進する。

さらに、栽培施設などの利用権設定に加え、農業用機械などの経営資源を継承できる仕組みなどの確立を推進し、経営の効率化、省力化、安定化を図る。

ウ 農業経営の組織化、法人化対策

若者や女性にも魅力ある農業経営として、月給制・休日制・社会保険制度・年金制度等が整備された企業的経営体を育成していく。

また、安定的な労働力の確保と繁忙期の労働力の調達を可能とするため、幅広い人材活用の実現に向けた取組に対し支援する。そして、労働力確保のための支援と併せて、経営において求められる労務管理手法についても情報提供等の支援を行っていく。

さらに、農作業の受託農家の組織化や法人化を支援し、労働力不足の解消と農作業の受託による農業経営の安定化を推進する。

なお法人化の推進にあたっては、次に掲げる法人の利点について理解を醸成していく。

- ・ 経営管理能力、資金調達力、信用取引力の強化
- ・ 雇用労働関係の明確化、労災保険の適用による雇用労働者の福祉の増進
- ・ 意欲ある青年や農業技術に熟練した者を雇用することによる人材の確保
- ・ 経営体としての継続性の向上

エ 企業の農業参入の推進

企業による農業経営に次のような利点・効果が期待されることから、静岡県企業参入支援センター等との連携のもと、企業の農業参入を推進していくとともに、地域農業への波及を図る。

- ・ 荒廃農地の再生、利用の程度の低い農地の改善
- ・ 新規雇用の創出
- ・ 付加価値の高い新たな農産物の生産
- ・ 生産した農産物を活用した加工品等の開発や販路の開拓

オ 農業の6次産業化の推進

農業経営力を強化するためには、優れた農業技術を活用した高品質の農産物の生産はもとより、農産物やその加工品の高付加価値化を図り、販路を確保し拡大していくことが重要である。そのため、新商品の開発等に対する補助を行う「未来を拓く農林漁業育成事業」等により、認定農業者や農業団体による農業の6次産業化を促進していく。

カ ユニバーサル農業の推進

本市では、施設園芸を主体に障害のある人などの多様な担い手が参画するユニバーサル農業の普及が進んでいる。今後も、多様な担い手が参画するユニバーサル農業を推進し、作業工程の改善及び労働力の確保による経営の安定化を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の中山間地域では、茶、シイタケを栽培しながら、農閑期に造林、下刈りや間伐などの山林労務を行うことで、年間を通じた作業量の平準化と収入の安定を図る農家林家が多い。今後も、特用林産物であるシイタケ生産の振興等により農業との複合経営を推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、山間部から海岸に至る多様な地形と年間を通して温暖な気候、東京・名古屋・大阪等の大消費地に近い地理的条件等を背景として野菜、花き、果樹、茶などを中心とする多彩な農業が展開する全国でも有数の農業地帯となっている。

農産物は、京浜・中京への流通が多い傾向にあった。しかしながら、本市にあっても約80万人の消費者を擁することから、近年は地産地消の取組も盛んになり、農業協同組合が経営するファーマーズマーケットのほか、個々の農家や農家の団体が営む直売施設も約100箇所を数えるようになった。

また、農業経営の形態は、家族経営が大部分を占めるものの、企業の農業参入にいち早く取り組むなど企業経営のノウハウを活かした新しい農業も展開され始めている。

このようなことを踏まえ、今後も消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物を安定供給できる産地の維持・強化及び地産地消をベースとする都市近郊農業の振興を図るため、農業生産基盤の整備計画や農用地の流動化、集積・集約化事業等との関連に配慮しながら、生産・集出荷・加工などに必要な近代化施設の整備を推進することとする。

特に、消費者の視点に立った食の安全・安心確保は重要であり、マーケティング手法の導入や環境保全型農業の推進、GAP（農業生産工程管理）やICTを積極的に活用したトレーサビリティシステムの導入等を促進し、生産から販売に至る食の安全と消費者の信頼確保を図っていく。あわせて、本市の食の認知度向上に努めるとともに、海外の成長市場を開拓する取り組みの支援を行い、農産物及びその加工品等の更なる販路拡大を図る。

また、施設園芸の盛んな本市においては、地球温暖化防止対策の観点に加え、燃油価格高騰の影響を受けやすいことを踏まえて、省エネルギー型への構造転換を支援し、太陽光発電、木質バイオマス燃料等による加温システムの導入や農業機械におけるバイオ燃料の利用等を促進する。なお、各種施設を整備するにあたっては、温室効果ガスの排出を抑制した整備に努めていく。さらに、ICTや光技術をはじめとする「ものづくり技術」を活かした植物工場やドローンを活用した先端農業など、高効率・高収益なスマート農業の普及・拡大を支援し省力化や規模拡大、高付加価値化を図っていく。

一方、近年、中山間地域を中心にイノシシやシカ、サル等による農産物の鳥獣被害が増加し、農家の営農意欲の減退等をもたらしているため、防護柵の設置をはじめ地域ぐるみの被害防止活動を支援し、被害の軽減を図る。

作物別の近代化施設整備の基本方向は以下のとおりである。

水稲	<p>地産地消を基本とする安全・安心な売れる米づくりのため、消費者に分かりやすいトレーサビリティの実現、環境保全型農業等を推進する。</p> <p>また、稲作農家の経営安定のため、新規需要米等の取組拡大による水田の高度利用推進や農地流動化による経営規模の拡大とともに大型機械の導入や機械共同利用等を促進し、コストの低減を図る。</p>
露地野菜	<p>ばれいしょ等の共同集出荷貯蔵施設の整備を推進し、調整・出荷作業の分業化を推進するとともに省力機械の購入補助等の支援により、ビジネス経営体を核とした産地の構造改革を進める。</p> <p>また、カット野菜等需要に即した加工施設の整備や移植・収穫・包装等の農作業の機械化を農工の連携を図りながら推進することで、ものづくり技術の活用による生産性の向上を推進する。</p>
施設園芸	<p>台風等により農業施設等が被害を受けるといった、自然災害に備えるため、農業共済等の保険加入の推進に努めるとともに、ビニールハウスの補強や耐候性ハウスの建設等を推進する。また、太陽光やバイオマスを利用することにより、化石燃料への依存からの脱却を図る。</p> <p>また、施肥・防除・灌水・鉢上げ・鉢移動の自動化、補光等のものづくり技術の活用による植物工場化や農作業の機械化を支援・促進する。</p> <p>さらに、ICTを活用した高度な環境制御技術や養液栽培、高設栽培等の導入によるスマート農業の普及を図り、作業の省力化、軽減化や規模拡大を促進する。</p>
果樹	<p>機能性表示食品として届出受理された三ヶ日みかんととびあみかんの認知度を高めていくほか、浜松ブランド農産物としての果樹のブランド化を推進するとともに、規格外の果樹等を有効利用した農産物加工品の開発等の6次産業化を促進し、果樹加工施設等の整備や新たな農産物加工品の商品化を支援する。また、選果場の活用による共販体制の強化や品質・規格の統一化を図る。</p> <p>さらに、スピードスプレーヤ等、大型管理機による省力栽培と農地中間管理事業等を活用した規模拡大による経営の効率化を図る。</p>
茶	<p>特色ある茶づくりによる産地ブランド化を推進するため、有機栽培や品種の特性を活かした栽培など生産技術の改善を図るとともに、茶園集積整備や乗用型摘採機の導入、加工施設の整備等を進め、生産の効率化を図る。</p> <p>茶業にあっては自園自製自販による6次産業化の取組が早くから行われてきたが、食生活の洋風化や近年注目されてきた茶の持つ機能性などに着目し、発酵茶、高級ボトリング茶等、新商品開発を支援する。</p>
畜産	<p>畜産クラスター構築に向けた取組や、加工・直接販売、商工業者との連携等による6次産業化への取組を支援し、地域ぐるみで生産・加工・販売の一体化による高付加価値化・所得向上を推進する。また食肉処理施設については、施設の老朽化や稼働率の低迷が問題となっていることから、再編・合理化を進めるとともに、処理コストの低減・品質向上・衛生対策の高度化を推進する。あわせて、家畜排せつ物の適正な利活用を推進し、周辺環境に配慮した畜産経営ができるよう、環境対策に必要な施設、機械等の整備や衛生対策の推進、メタン発酵によるエネルギー化等を推進する。</p>

このような基本的な考えに基づく地区別の近代化施設の整備方向は次のとおりである。

(1) 東区 (A)

本区は、水稻のほかセルリーを中心とした施設園芸が営まれており、近年ではチンゲンサイ等の栽培も盛んである。

今後は、時代に即応した品種の導入や定植機等の機械化の推進、栽培技術の改善等により、農作業にかかる労力の軽減や環境にやさしい農業の確立を図る。

(2) 中・西区 (B)

本区は、花き、施設野菜、たまねぎ等を中心とした農業経営が行われ、中でもガーベラやセルリー、チンゲンサイ、たまねぎなどは全国有数の産地となっている。

今後とも産地として維持・発展するため、ガーベラなど施設の団地化、種苗施設や出荷調整施設の拡充、情報収集・発信機能の一層の充実を図る。また、西区は本市でも特に施設園芸が盛んな地域であり、養液栽培に取り組んできたところであるが、今後はさらに ICT や光技術をはじめとする「ものづくり技術」を活かし、省力化や規模拡大、高付加価値化を図るとともに、循環型システムの開発・導入など環境に配慮した生産を推進する。

(3) 南区 (C)

本区は、エシャレット、葉ねぎ等の野菜が基幹作物である一方、早掘り甘藷の産地でもある。

エシャレット等では出荷調整にかかる労力負担が大きく、経営規模の拡大を図るにあたって大きな障害となっているため、共選による集荷・荷造り体制の確立、パッキングの自動化やそれに伴う新商品の開発の取組等を推進する。

また、連作障害を回避する技術の確立や省力生産技術の導入等を推進するとともに環境保全型農業を推進する。

(4) 北区 (D)

本区は、水稻、果樹、畜産、ばれいしょ等、個々に集団化が進み、担い手農家の経営規模は比較的大きく、本市農業の中心地帯である。特に「三ヶ日みかん」は、関東市場を中心に、その品質に対して高い評価を得ている。

今後は、多様化する流通・販売形態に対応して、集出荷システムの改善、見直しを行うとともに、GAP（農業生産工程管理）への取組やトレーサビリティシステム等、ICT を活用した消費者への的確な情報発信システムの確立・普及を推進し、消費者の信頼を獲得し、ブランド力を有する産地の形成・強化を図る。

また、スピードスプレーヤ等、大型管理機による省力栽培と規模拡大による経営の効率化を図る。さらに果樹においては、マルチドリップ栽培方式や冷風貯蔵施設の導入等を促進し、ブランド力の強化と高品質安定生産を図る。

一方、中山間地域において増加している鳥獣被害に対しては、有害鳥獣捕獲、防護柵の設置・管理、緩衝帯の整備等に対して支援し、集落ぐるみで有害鳥獣を寄せ付けない総合的な環境づくりを推進する。

(5) 浜北区 (E)

本区は、平坦地において、水稲、施設野菜、緑花木、梨等、丘陵地及び中山間地において、次郎柿・茶等を中心とする農業経営が行われている。

今後は、省力化や品質向上のため、最新の機械・施設の導入に努める。特に柿、梨等の落葉果樹については、経営規模が小さく生産基盤が脆弱であり、機械化が遅れているため、担い手を中心とした園地の集積・集約と併せ、小型管理機械の導入による作業の効率化を図る。またコンテナ出荷や少量包装など、顧客のニーズに対応した出荷形態の導入や、光センサー選果機を活用した高品質果出荷についても今後検討していく。

(6) 天竜区 (F)

本区は、茶を中心に、チンゲンサイ、しきみ等が複合的に経営されている。

今後も、茶、チンゲンサイ、しきみ等の栽培技術の向上を図るとともに、てん茶加工施設などの農産物加工施設の有効利用や、地域資源を活用した新たな加工・販売施設の整備等を進め、製品や特産品の販路拡大を推進する。

また、乗用型茶園管理機の導入を促進するとともに、傾斜地対応型茶園管理機の開発・普及や機械化に対応した茶園整備等を推進する。

北区同様増加している鳥獣被害に対しては、有害鳥獣捕獲、防護柵の設置・管理、緩衝帯の整備等に対して支援し、集落ぐるみで有害鳥獣を寄せ付けない総合的な環境づくりを推進する。

2 農業近代化施設整備計画

【中・西区】

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
育苗施設 (各種野菜)	佐浜町 育苗ハウス 3,000 m ²	西	—	—	(仮)青空出荷協議会	1	令和2年度 実施予定
農産物処理 加工施設 (各種野菜)	佐浜町 建屋 660 m ²	西	—	—	(仮)青空出荷協議会		令和2年度 実施予定

【北区】

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
選果場 (柑橘)	三ヶ日町三ヶ日 選果施設 18,872 m ²	北	1,396	769	三ヶ日町農業協同組合	2	令和2~3年度 実施予定

【天竜区】

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
農産物処理加工施設 (ギンナン)	位置未定	天竜	—	—	遠州中央農業協同組合	—	事業実施時期 未定

農業近代化施設整備計画図 (付図4号) (別添)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業においても今後、生産から流通・加工までの一貫した体制作りが必要であり、関係機関との連携を密にし、林産物の加工・販売施設の整備等を推進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

国際化の進展や産地間競争の激化等、農業を取り巻く厳しい状況の中で、本市の新規就農者は、近年は年間40名程度で推移している。今後の担い手育成・確保対策は、浜松農業の持続的な発展を図る上で重要な施策であるが、その体制整備等は十分に進んでいない状況にある中、農業協同組合による就業のための研修等を行う就農支援事業や認定農業者協会による新規就農者を支援していこうとする取組が実施され、農地の斡旋と利用集積を通じた多様な担い手育成に取り組んでいる。

また本市では、これまでも構造改革特区や特定法人貸付事業等を活用し、県内でいち早く企業の農業参入に取り組むなど、新たな担い手の育成支援を積極的に行っている。

今後、静岡県青年農業者等育成センターや認定農業者協会、先進的な法人経営、農業協同組合等との連携のもと、地域農業の担い手として経営発展を目指すビジネス経営体をはじめ多様な担い手の育成や新規就農者支援体制を強化し、新規就農者に必要な基本的栽培技術や経営管理面の初歩的な知識の取得や将来の効率的かつ安定的な農業経営体になるための基礎力を養うための研修支援等を推進する。

また、今後も企業を本市のリーディング産業「新農業」の重要な担い手として位置づけ、静岡県企業参入支援センター等との連携のもと、誘致折衝、各種相談・仲介、研修・支援制度の創出等を進め、企業の農業参入、植物工場の誘致を推進する。

さらに、女性の育児等家事労働の軽減を図り、主体的な農業経営への参画を推進するため、家族経営協定及び女性活動支援施設等の整備を関係機関との連携のもと推進していく。

あわせて、地域農業に対する理解の促進や地域農業の魅力を発信するため、次代の浜松の農業者となり得る小中学生を対象に農業をテーマとした人材育成プログラムの構築を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
	該当なし				

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者等への農地の集積・集約による生産コストの削減、新たな生産方式や販売方式の導入等に対する支援を実施する。また、地域営農の中で認定農業者等が中核的な役割を果たすよう、意識の啓発等を行い、効率的かつ安定的な農業経営体が本市農業の相当部分を担う農業構造の確立を推進する。

さらに、労働力の確保や分業化の推進により認定農業者等の生産力を高めるとともに、経営基盤をより強固なものとして産地力を強化するため、農業者の法人化を推進する。また、経営管理能力や労務管理能力、マーケティング能力、リスクマネジメント能力の向上や ICT 化による経営革新のため、農業経営塾等のセミナー開催や異業種を含めた経営者のネットワークづくりに対し支援する。

一方、新規学卒者や他産業からの離職者等様々な層からの新規就農を促進するため、県就農支援事業や国の農業次世代人材投資事業、認定新規就農者制度等の積極的な活用を推進するとともに、新規就農者等の初期投資の負担を軽減し、円滑な就農の促進を図るため、農業機械等の購入資金に対する補助を行う。

また、農地中間管理事業の活用等を推進し、新たに農業に参入した企業等に農地を集積・集約することで新たな担い手の確保等を図る。

さらに、各農業協同組合や関係団体が行う担い手育成の取組を支援し、地域の担い手育成・確保を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業担い手が安全で快適に就労できるよう、小規模林家の意識の高揚、農林複合経営による所得の向上、協業化による労力節減、有利な融資制度の積極的利用等により、経営の改善・合理化を図る。

また、機械化の促進、労働安全対策の改善、社会保障制度の整備充実、Uターンや都会からの担い手の受け入れ態勢の整備等、労働条件の改善を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、わが国有数のものづくり産業の集積都市として、何事にも積極果敢に取り組む地域独自の気質「やらまいか精神」のもと、自動車やオートバイ、楽器、光技術などの高度な産業技術を生み出すとともに、多くの偉大な起業家を輩出し、日本はもとより世界的な産業の発展に貢献してきた。

今後は、これまで培われてきた市民風土を背景に農商工連携や健康・福祉、観光分野との連携、産学官連携などを通じた技術革新や新たな産業の創造、さらには、それらを支える人材の育成・輩出に取り組むことで、農林水産業を含む活力に満ちた多彩な産業活動の展開を図る必要がある。

このため、優れた人材や高度な技術・サービスを有するオンリーワン、ナンバーワン企業が次々と生まれ、育ち、集積する「ものづくり・創業のメッカ」に向けて、新技術・新製品開発の支援、起業を促進するための就業環境づくりを推進する。

また、新東名高速道路の開通を契機として、IC・SA周辺では、多彩で高品質な農産物をはじめとした豊富な地域資源と高速道路によってもたらされる資源やインバウンド需要を活かした6次産業化と新産業の誘致・集積による「新・ものづくり」を推進し、就業機会の確保、拡大を図る。

さらに、天竜区の農村地域工業等導入地区への企業誘致を図り、農業従事者の就業構造の改善と農村の定住条件の整備を図るとともに地場産業の活性化等を推進する。

そして、世界に誇る産業創造都市を目指すこれらの取組により、農業従事者の安定的な就業の場を確保する方針である。

将来2029（令和11）年における農業従事者の就業目標は次表のとおりである。

（人）

区 分	男	女	計
恒 常 的 勤 務	4,092	4,044	8,136
自 営 兼 業	899	889	1,788
出 稼 ぎ	0	0	0
日 雇 ・ 臨 時 雇	189	187	376
総 計	5,180	5,120	10,300

（注）1 2015年農林業センサス（年齢別世帯員数、年齢別農業就業人口）等

2 見通し数は、農家人口の推移を参考に勘案した推計値

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

三遠南信地域の中心都市として魅力ある産業基盤の整備を推進するとともに、繊維・楽器・輸送用機器の三大産業を基幹とした産業を中心に、光技術・電子工学技術などの先端産業の振興を図ることにより、農家の子弟等農業従事者の安定的な就業を促進する。

また、新東名高速道路の浜松 SA 南側一帯を「新・産業集積エリア」として位置づけ、新たな企業用地を確保するとともに、天竜区の農村地域工業等導入地区を活用し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

さらには、「浜松市未来を拓く農林漁業育成事業」等による6次産業化・ブランド化の支援を推進し、豊かな農林水産資源やバイオマスなどの未利用資源の活用を進める。あわせて、恵まれた交通条件を活かしてインバウンド需要を呼び込む農泊の推進など浜松・浜名湖地域の特性を活かした産業の育成を通じて、就業機会の拡大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林資源の有効的活用を図るため、高性能林業機械、加工機械等の導入を促進し、安定供給体制と流通システムを確立することにより、持続可能な森林経営を実現する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

急速な少子高齢化をはじめ、グローバル化や情報化の進展、地球環境問題の顕在化、さらには総人口が減少するなど、国内の社会経済環境の変動は、本市の生活環境にも大きな変化をもたらしている。

例えば都市構造においては、市街地近郊等は農業者・非農業者の混住化が進む一方で、中山間地域は、若年層を中心とする人口流出により、過疎化の進行が著しくなっている。

こうした状況下において、本市が自立した持続可能な都市として維持・発展するためには、各地域における特性を踏まえつつ、メリハリの効いた土地利用を推進することで、利便性・快適性の高いコンパクトシティの実現や、都市と農村との交流促進により中山間地域への移住・定住を図るなど、活力と魅力ある地域社会の実現を目指していく。

また、環境の変化に対応した施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、地域特性を勘案し住民の自主的な活動による施設の維持、運営が適正に行われるような仕組みを作っていく。

(1) 安全性

防災、市民生活を支える地域社会を確立するため、市民や市民活動団体など様々な主体との協働により安全・安心都市の実現を目指していく。

そのため、自主防災組織への参加促進や防災学習センターの有効活用等を通じて、市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域防災組織の充実や地域と企業との連携を促進するなど、その機能強化を推進する。特に南海トラフ巨大地震による大きな被害が予想される本市においては、公共建築物や農業水利施設等の耐震化を進めるとともに、防潮堤などの津波防災施設、避難施設や防災公園、防災無線等の整備を進め、防災・減災の地域力向上を図る。

また、消防署や消防水利施設の適正配置、消防ヘリコプターの運用などにより、地域の実情に応じた消防・防災体制の強化を推進する。

さらに、地域内での外国人市民を含めた身近なコミュニティを確立し、地域が一体となって相互理解を深めることで、安心して暮らせる地域社会づくりを推進する。

(2) 保健性

市民、市民活動団体、事業者、行政等がそれぞれの役割を認識、協働し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進することにより循環型社会の形成を図っていくとともに、生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送ることのできる環境の実現を目指していく。

そのため、ごみの減量化や紙類・古着類・剪定枝などを持ち込むことのできるリサイクル拠点の整備など3R（発生抑制、再使用、再資源化）の取組を推進するとともに、「浜松市バイオマス産業都市構想」に基づき、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害

に強いまちづくりを推進する。あわせて「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「浜松市エネルギービジョン」に基づき、温室効果ガス排出量の削減と市の地域特性を活かしたエネルギー施策を推進し、低炭素社会の形成を図る。

また、森林、農地の保全や雨水浸透マスの設置、環境保全型農業の促進、飲用水の対策、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等を適切に選定した排水対策を推進し、農業用水の水質保全をはじめ、豊かで良好な水環境の再生を図る。

さらに、市民の医療ニーズに応じた安全・安心な医療を提供するとともに、生涯を通じた市民の健康づくりを基本として、誰もが住み慣れた地域で健康で生きがいに満ちた市民生活を送ることができる地域保健対策を推進する。

（３）利便性

多様な地域からなる本市は、市民の暮らしの利便性を向上させるため、都市機能が集積した複数の拠点の形成と公共交通を基本とした有機的なネットワークによる効率的で集約された拠点ネットワーク型都市構造を目指していく。

そのため、開発と保全が調和する土地利用を推進するとともに、スマート・マルチモーダル施策や公共交通活性化策を組み合わせ、地域特性や需要に応じて取り組むことにより、都市交通の円滑化や利便性の高い交通体系の確立を推進する。

一方、高度情報化社会の進展を踏まえて、AI・IoT・RPAなどの新しいICTツールやクラウドを積極的に活用した取組を推進する。

（４）快適性

今後も市民の生活や都市活動が安心して快適かつ活発に行われ、住み良さや豊かさを感じ、市内外の交流から新たな価値が生まれる快適空間都市を目指していく。

そのため、市内の貴重な緑を保全するとともに、新たな花と緑の空間として、官民連携により、多様化する市民ニーズを的確にとらえた公園緑地等の整備を推進する。

また、都市部や山間部、自然と産業、多様な地域文化などの地域資源を最大限に活かし、観光・レクリエーション基盤の整備に取り組み、アウトドア、ガストロノミー、ガーデン・ツーリズム等による地域の活性化や地域の再生を推進する。

一方、急激な少子高齢化や核家族化の進展を踏まえて、子育てがしやすく、子どもを健やかに育む環境づくりや、高齢者、障害のある人が安心し、生きがいをもって暮らせる地域共生社会づくりを推進する。特に高齢農業者は、今後、農村の生活文化の伝承者として、層の厚い地域農業の展開、営農・生活技術の伝承、地域活動の活性化等の面において生きがいを持って参画できる機会を支援していく。また障害のある人などの多様な担い手が参画するユニバーサル農業の推進に向けて、普及啓発活動を行う。

（５）文化性

本市は今後、地域文化の創造、生涯学習や生涯スポーツの振興のための環境を整備し、市民の活発な創造的文化芸術活動を促進するとともに、その中から新たな創造活動が育ま

れ、交流・発信する創造都市の実現を目指していく。

そのため、地域の特色ある文化活動を支援し、伝統文化の継承と保存に努めるほか、市民文化の活動拠点となる文化施設の管理運営や施設整備を推進する。

また、市民ニーズに合った生涯学習の場と機会を提供し、市民一人ひとりが生涯を通じて生き生きと学び、自己実現を目指す生涯学習環境の整備を推進する。

さらに、だれもが生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことができるよう、既存施設の効率的な管理運営を行うとともに、広域利用への対応などを推進する。また、ビーチスポーツコートなどの整備をはじめ、ビーチ・マリンスポーツの聖地をめざした取組を推進する。

一方、新東名高速道路の開通による交流人口の拡大を活かし、多様な歴史・伝統文化等の地域資源を有機的に結びつけて、農山漁村滞在型旅行である「農泊」を中心に、グリーン・ツーリズム等による都市と農村の交流促進と地域活性化を推進する。

2 生活環境施設整備計画

【北区】

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	区名	対図番号	備考
県営地域用水環境整備事業（いなさ湖）	小水力発電1基	引佐	北	1	H30～R4 960,000千円

【天竜区】

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	区名	対図番号	備考
県営中山間地域総合整備事業（北遠）	防火水槽1箇所 営農飲雑用水施設2箇所	春野・天竜	天竜	2	H27～R3 673,000千円

生活環境施設整備計画図（付図6号）（別添）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林及びその周辺部を、四季折々誰もが近づき親しむことができる森林として整備し、森林環境教育を行って森林に対する市民の関心の高揚、森林をフィールドとした市民活動の広がりを推進するとともに、森林に生息する動植物との共生や、都市と農山村の交流及び農山村の活性化を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農村の振興を推進するためには、生活環境の整備その他の福祉の向上を総合的に推進していくことが必要である。そのため、農業農村整備事業のみにとらわれることなく、関係府省所管の事業と連携し、より効果的で効率的な事業推進を図ることとする。

第9 付図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

詳細は、別図（農振土地利用計画図）及び別冊調書（農用地区域地番一覧表）のとおり

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおり

地区名	用途区分
東区 (A)	農地 : 別図で黄色に着色した地番にあたる土地及び別冊調書の用途区分欄を農地とした地番にあたる土地
中・西区 (B)	
南区 (C)	採草放牧地 : 別図で緑色に着色した地番にあたる土地及び別冊調書の用途区分欄を採草放牧地とした地番にあたる土地
北区 (D)	
浜北区 (E)	農業用施設用地 : 別図で茶色に着色した地番にあたる土地及び別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番にあたる土地
天竜区 (F)	

< 指定状況の経緯 >

旧市町村名	地域指定年度	計画策定年度
旧浜松市	昭和 46 年 3 月 31 日	昭和 48 年 9 月 27 日
旧浜北市	昭和 48 年 6 月 19 日	昭和 49 年 6 月 25 日
旧天竜市	昭和 48 年 6 月 19 日	昭和 49 年 3 月 30 日
旧舞阪町	昭和 46 年 3 月 31 日	昭和 48 年 9 月 20 日
旧雄踏町	昭和 48 年 6 月 19 日	昭和 49 年 3 月 29 日
旧細江町	昭和 47 年 10 月 27 日	昭和 49 年 4 月 30 日
旧引佐町	昭和 47 年 3 月 31 日	昭和 49 年 4 月 30 日
旧三ヶ日町	昭和 47 年 3 月 31 日	昭和 49 年 3 月 14 日
旧春野町	昭和 48 年 6 月 19 日	昭和 49 年 3 月 30 日
旧龍山村	昭和 48 年 6 月 19 日	昭和 49 年 3 月 30 日
旧佐久間町	昭和 48 年 6 月 19 日	昭和 49 年 3 月 30 日
旧水窪町	昭和 48 年 6 月 19 日	昭和 49 年 3 月 30 日